

白井市総合事業訪問型サービス サービスコード表

令和4年10月1日改正

サービスコード		サービス内容	算定項目		単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型サービスⅠ	事業対象者・ 要支援1・2 (週1回程度)		1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型サービスⅠ日割			39	1日につき	
A2	1211	訪問型サービスⅡ	事業対象者・ 要支援1・2 (週2回程度)		2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型サービスⅡ日割			77	1日につき	
A2	1321	訪問型サービスⅢ	要支援2 (週2回を超える程度)		3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型サービスⅢ日割			123	1日につき	
A2	2411	訪問型サービスⅣ	事業対象者・ 要支援1・2 (週1回程度)		268	1回につき	
A2	2511	訪問型サービスⅤ	事業対象者・ 要支援1・2 (週2回程度)		272		
A2	2621	訪問型サービスⅥ	要支援2 (週2回を超える程度)		287		
A2	6001	訪問型サービス 同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算		1月につき	
A2	8000	訪問型サービス 特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算		1月につき	
A2	8001	訪問型サービス 特別地域加算日割				1日につき	
A2	8100	訪問型サービス 小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型サービス 小規模事業所加算日割				1日につき	
A2	8110	訪問型サービス 中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型サービス 中山間地域等加算日割				1日につき	
A2	4001	訪問型サービス 初回加算	初回加算			200	1月につき
A2	4003	訪問型サービス 生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(Ⅰ)	100		
A2	4002	訪問型サービス 生活機能向上連携加算Ⅱ		(Ⅱ)	200		
A2	6269	訪問型サービス 処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	所定単位数の137/1000 加算			
A2	6270	訪問型サービス 処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の100/1000 加算			
A2	6271	訪問型サービス 処遇改善加算Ⅲ		所定単位数の55/1000 加算			
A2	6278	訪問型サービス 特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	所定単位数の63/1000 加算			
A2	6279	訪問型サービス 特定処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の42/1000 加算			
A2	6281	訪問型サービス ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000 加算		